

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区コンプライアンス規程

第1条（目的）

この規程は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区（以下、「当地区」という。）について、ライオンズ基本理念に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、健全な組織体制を構築し、社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において「コンプライアンス」とは、法令、ライオンズクラブ国際協会理事会方針書をはじめとするライオンズクラブ国際協会が定める各遵守事項、ライオンズ必携に掲載されている各遵守事項、当地区が定める各種規定、並びに、社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

第3条（適用範囲）

この規程は、当地区の役員、職員に適用する。

第4条（役員の責務）

役員、職員は、この規程の目的を踏まえコンプライアンスを遵守し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）自らコンプライアンスに違反する行為をすること
- （2）他の役員に対し、法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要や許可、承認又は黙認すること
- （3）反社会的勢力と関係すること
- （4）人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為をすること
- （5）国内外の官民を問わず汚職や賄賂等を行うこと
- （6）ライオンズで知りえる会員名簿並びにライオンズの機密情報を第三者に漏洩すること

第5条（体制）

- 1 当地区のコンプライアンスについての最高責任者は議長とする。
- 2 当地区のコンプライアンスについての重要事項の決定は、会則および付則・運営マニュアル編集委員会が議長の諮問を受けてガバナー協議会に答申し、ガバナー協議会が行うこととする。

第6条（コンプライアンス委員会）

- 1 重大なコンプライアンス違反が生じた疑いがあり、調査の実施が必要な事案であると会則および付則・運営マニュアル編集委員会が判断した場合、ガバナー協議会は、当該コンプライアンス違反事案に対する対応が全て終了するまでの間、コンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会は、当地区の役員以外の会員で、かつ、事案の関係者が所属する準地区以外の準地区に所属する会員で構成する。
- 3 コンプライアンス委員会は、必要な調査を実施する権限を持ち、当地区の役員、職員は調査に協力する義務を負う。

第7条（通報）

- 1 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接した役員は、速やかにその旨を議長（議長が当事者である場合は副議長）へ通報するものとする。
- 2 通報を受けた議長は、通報を受けた内容について、ガバナー協議会（なお、ガバナー協議会の構成員が当事者である場合は、当該構成員は通報を受けた事案へ対応するための審議、決定などには一切関与できない。）と会則および付則・運営マニュアル編集委員会へ報告しなければならない。
- 3 会則および付則・運営マニュアル編集委員会は、コンプライアンス委員会設置についての意見をガバナー協議会に伝達する。
- 4 前項の規定によりコンプライアンス委員会設置が相当との意見を受けた場合、ガバナー協議会はコンプライアンス委員会を速やかに設置する。
- 5 コンプライアンス委員会は事実関係を速やかに調査しなければならない。
- 6 コンプライアンス委員会は、調査結果をガバナー協議会に報告しなければならない。
- 7 調査結果の報告を受けたガバナー協議会は、コンプライアンス違反が判明した場合は適切な対応を行わなければならない。

第8条（通報者の保護）

前条1項の通報者について、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、除名等いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

第9条（コンプライアンス違反への対応）

- 1 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、ガバナー協議会は当事者への指導・助言を行うと共に、必要に応じて速やかな是正措置を講じなければならない。
- 2 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、ガバナー協議会は全ての役員及び構成員に対し、当該再発防止策に基づく指導・助言を行わなければならない。
- 3 コンプライアンスに違反した当事者に対して、ガバナー協議会は次の処分をすることができる。なお、当事者は、法令等に知識が無かったことや故意ではなかったこと、ライオンズの利益を図る目的であったという理由で処分を免れることはできない。
 - （1）注意：文書によって嚴重注意をし、将来を戒める
 - （2）反省文の提出
 - （3）解任：当地区での役職を解任する

第10条（改正）

この規程の改廃は、ガバナー協議会の決議による。

附則 この規程は、2024年10月25日より施行する。